

議案第 5 号

大口町まちづくり基本条例の一部改正について

大口町まちづくり基本条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地域懇談会の開催対象地域の区割りを、テーマや内容等に応じた運用に変更することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町まちづくり基本条例の一部を改正する条例

大口町まちづくり基本条例（平成21年大口町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第17条中「小学校区ごとに」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大口町まちづくり基本条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(地域懇談会)</p> <p>第17条 町長は、毎年4月から翌年の3月までの間に一回以上、議会、地域自治組織その他の様々なまちづくりの担い手とともに、大口町のまちづくりについて意見交換を行うものとします(この後、この手続きを「地域懇談会」といいます。)</p>	<p>(地域懇談会)</p> <p>第17条 町長は、毎年4月から翌年の3月までの間に一回以上<u>小学校区ごとに</u>、議会、地域自治組織その他の様々なまちづくりの担い手とともに、大口町のまちづくりについて意見交換を行うものとします(この後、この手続きを「地域懇談会」といいます。)</p>

改 正 要 旨

1 改正理由

地域懇談会は、「大口町まちづくり基本条例」の定めるところにより、毎年、小学校区ごとに、大口町のまちづくりに関する課題等の中からテーマを定め、町長が議会、地域自治組織、その他の様々なまちづくりの担い手の皆さんと意見交換を行うものです。

提案される様々なテーマについて、より充実した意見交換の場とするため、これまでの小学校区ごととした開催対象区域の制限を撤廃し、テーマや内容等に応じて、その枠組みを柔軟に変更できるように改めるものです。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。